

和地ひとみレポート No.368

使用料・手数料のあり方における新たな市の方針 受益者負担以外の考え方も示すべきでは

■第5次行政改革大綱推進計画に基づき

…先日、市は新たな“使用料・手数料のあり方における市の方針”を公表しました。東大和市に限らず、自治体は様々な証明書などの発行に対する手数料、下水道や施設等の使用料などを徴収していますが、東大和市においては3年ごとにその料金の見直しを行うこととしています。

…東大和市が3年ごとに使用料や手数料を見直すのは、行政改革大綱推進計画に基づいているためです。この行政改革とは、自治体が現状に甘んじず、市民サービスの向上や効果的・効率的な行政運営の観点から、従来の行財政運営を見直す取組みで、こと近年においては少子高齢化、人口減少の影響や様々な公共施設の老朽化、また、行政ニーズの多様化や複雑化に対応するために改革の必要性は高まっています。

…そのような中、東大和市では平成9年（1997年）に第1次行政改革大綱を策定以後、多岐にわたる改革課題に取り組んできています。具体的には職員数の減、市民会館や体育施設等の指定管理者制度（≒民間企業に管理を任せること）の導入、保育園3園の民設民営化、事務事業の整理・合理化、使用料・手数料等の見直し、土曜窓口の開設、市有地の売却などを行い、一定の成果をあげてきています。

…現在は、計画期間を平成29年度（2017年）～33年度＝令和3年度（2021年）とする第5次行政改革大綱の実施期間で、この大綱の推進計画では手数料・使用料については最終年度＝来年度に、その見直しについて公表することとしています。

…この公表に先立ち、最終的な見直しについて検討した内容についての報告書と、その検討によって決定した見直しの方針について、9月25日に市長が決裁し、その内容についてこのたび市は公表しました。

■見直し検討の対象と検討項目は

…この手数料や使用料の見直しを検討するのは副市長を委員長とし各部長を委員とした“東大和市使用料・手数料等検討委員会”です。

…前述のとおり、市が徴収する手数料や使用料は多岐にわたりますが、この委員会で検討の対象とするものは「他の法令等にその料金などの定めがあるものや、法令等に準用している使用料や手数料など以外」のもので、言い換えれば市の裁量で決定できるもの。具体的には、以下の料金が見直し検討の対象となっています。

【見直し検討の対象】

- ・集会所使用料 ・老人福祉施設使用料
- ・市民農園使用料 ・公民館使用料
- ・学習等併用施設(地区会館)使用料

- ・郷土博物館観覧料
- ・小中学校施設使用料

〈指定管理者運営施設〉

- ・市民体育施設：市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場、上仲原公園テニスコート
- ・市民会館（＝ハミングホール）

〈基本方針に基づいて定期的に見直しを行う手数料〉

- ・手数料条例を根拠としているもの：住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付など
- ・廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を根拠としているもの：ごみ処理手数料、し尿処理手数料、許可など申請手数料
- ・自転車等放置防止等に関する条例を根拠としているもの：放置自転車等撤去手数料

…今回の主な検討項目は、市が5年前に策定した「使用料・手数料見直しに係る基本方針」において示された『これまで徴収していない施設の目的に沿った利用に伴う使用料の設定や減額・免除のあり方、原価計算のあり方等について、今後整理が必要な項目』に沿ったもので、それらについての他市の状況などを参考に検討が行われたとのこと。その主な検討項目は以下の4項目です。

【検討項目】

1:原価計算について

公の施設の使用料において、現状では原価計算に施設の管理運営に要する経費のみを算入しているが、資本的経費である減価償却費(建物の建設費用をその建物の耐用年数で割ったもの)を含めるか否かについての検討。

2:各施設の金額設定について

公の他の施設(公民館・集会所など)における同規模の部屋で料金が異なるもの等について、料金統一の必要性を検討する。(例えば同じ広さの部屋だが公民館と地区集会所で料金が違う場合、統一するかどうか)

3:受益者負担のあり方について

施設の設置目的に沿った利用の際の使用料のあり方、サービスの性質に応じた負担割合、減免等について検討する。

①施設の設置目的に沿った利用の際の使用料のあり方について

②サービスの性質に応じた負担割合のあり方について

③減免のあり方について

4:新規の徴収について

使用料・手数料等を徴収していない(規定がない)サービスについて、新規徴収の必要性を検討する。

(裏面に続く)



…この検討項目の『2:各施設の金額設定について』を見て不思議に思った方もいるかと思いますが、無料で使用できると思っている公民館や地区集会所等の施設の使用料は条例等で設定されています。しかし、利用者のほとんどの利用の目的が各施設の設置目的に沿っているため免除＝無料となっているのが現状です。よって、検討項目の『3:受益者負担のあり方について』の“①施設の設置目的に沿った利用の際の使用料のあり方について”も検討項目となっており、今後、現在のような全額減免するのか、一部使用料を負担してもらうのかということも検討項目となっているということです。ちなみに、先日このレポートで取り上げた図書館ですが、図書館の資料が無料で借りられるのは図書館法第17条のいわゆる「無料の原則」によるからで、このようなものは、東大和市が独自に有料化するという事はできません。

■検討結果は…

…「使用料・手数料等のあり方検討報告書」では、上記の4つの検討項目についての他市の状況やそれを踏まえた検討の概要について書かれており、その結果の最終的な結果を今回の方針（＝来年度発表する料金の見直しの方針）としています。

【まとめ＝使用料・手数料等のあり方における市の方針】

1:原価計算について

原価に減価償却費を算入する必要がある。

➡多摩26市において、減価償却費を原価に算入している市は16市ある。算入している主な理由は、施設の建替えや大規模修繕、改築等が生じた際に長期的な受益者負担を求めためとのこと。

2:各施設の金額設定について

同種の施設において、原価の平均で算出することが妥当である。（＝現行通り＝種別の異なる施設での料金統一はしない）

➡多摩26市において、「同種の施設はその施設全体の平均を経費とする市:11市」、「種別が異なる施設でもコミュニティ施設は平均を経費とする市:5市」、「標準的な施設の原価を基準とする市:2市」、「平均はせず、それぞれの施設ごとに算出する市:4市」、「その他:4市」

3:受益者負担のあり方について

①施設の設置目的に沿った利用の際の

使用料のあり方について

施設名称	使用料について
集会所	施設利用者に応分の負担を求める
学習等併用施設(地区会館)	
公民館	
老人福祉施設(入浴施設を含む)	使用料は設定しない

➡今回、「施設利用者に応分の負担を求める」ことになった施設について、多摩26市の中で「施設の設置目的に沿った利用でも有料としている」市は、『集会所』19市、『学習等併用施設』9市(15市はこの施設を持っていない)、『公民館』9市(8市は公民館を持っていない)、『老人福祉施設』1市(この施設を持っていないのは5市、無料は20市)

②サービスの性質に応じた負担割合のあり方について

負担割合は設定しないことが妥当と考える。(現状維持)

➡多摩26市中、負担割合を設定している市は21市あるが、区分を設定している市の基準を見ても、客観的な基準といえるものかどうか研究する必要があるため。

③減免のあり方について

真にやむを得ないものに限定して規定する必要がある。基本方針には共通事項を記載することが妥当である。

4:新規の徴収について

〈新たに利用者に応分の負担を求める施設〉

- ・陶芸小屋➡陶芸窯を持っている25市中17市が有料
 - ・ゲートボール場➡専用グラウンドがある13市中、有料は1市のみだが、公平性の確保(受益者負担)と維持管理を考えたため。
 - ・下立野林間子ども広場(キャンプ訓練施設)➡同じような施設を持っている市は12市で4市が有料。公平性の確保(受益者負担)と維持管理を考えたため。
- ### 〈現状維持＝無料のままの施設〉
- ・芝中多目的広場➡令和2年の空堀川整備改修工事に伴い使用することができなくなったため対象外とする。
 - ・芋窪老人集会所➡設置や整備の経過も踏まえ、管理運営の方法等の課題について整理をしている途中のため。

■受益者負担以外の理由も

…人口も経済も右肩上がりの時代においては、無料が当たり前だった公共サービスも、今後の人口減少の影響により(注:税の仕組みが今までとほぼ同様であると考えた場合)、近い将来には、無料のまま現状を維持できる財政状況ではなくなります。よって、大きな方向性としての“受益者負担”には賛成ですが、無料だったものが有料になることには不満も出ると思います。市は中長期的に行政運営を考えているのですから、“受益者負担”という現時点での考えだけではなく、「今の施設数で同様に無料とした場合10年後は…20年後は…」という市の姿も示すべき。今と同様に無料のまま運営していた場合、10年後の施設数はどれくらい削減しなければ立ち行かなくなるのか、施設の状態はどれくらい悪化し危険になるのか、将来的な展望も含めて有料化については説明すべき。今、無料で良いと思っている人も、将来の子ども達や市民が極端に不便に、また文化度が下がることになる恐れがあると理解すれば、少しずつ負担を分け合おうという考えにもなるはず。

…また、上記の公民館の他市の状況で「公民館の無い市は8市」となっていました。現在は、教育委員会、社会教育法のもとで設置運営されている公民館から、市長のもと管理運営される「市民センター」や「コミュニティセンター」としている自治体も多くあり、東京都23区や隣の立川市などにも“公民館”はありません。このように、設置の根拠法を変更して管理運営の方法を変えることのメリット、デメリットについても調査研究をする必要もあると同時に、以前のレポートで取り上げた学校施設の複合化や市内の公共施設の適正配置などとも合わせて使用料については考えていくべきだと思います。



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP: <http://www.wachi1103.jp>
 ✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
 〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102